

受動喫煙防止対策に係る周知啓発業務企画競技 質疑に対する回答

番号	資料名	資料ページ	項目	質問内容	回答
1	仕様書	P1	1「目的」	著名人を起用する場合、青森出身の著名人でなくても問題ないか。	問題ございません。
2	仕様書	P1	1「目的」	【知名度がある有名人(インフルエンサー)】の記載がありますが、貴課が定める知名度やインフルエンサーの定義や条件、及び指標があればお知らせください。	定義・条件・指標は定めていません。 有名人(インフルエンサー)については一般的な定義を考えていただいて問題ございません。
3	仕様書	P1	4 委託業務内容 (1)受動喫煙防止対策に係る周知啓発動画の作成	制作した動画は、動画広告をメインとした短尺動画を制作する認識で良いか。もしくはYoutube等の動画配信サイトに掲載する動画(30分などの長尺動画)を制作上で広告配信用に尺変更(15秒～30秒程度の短尺)を行うのか。	短尺動画の制作を想定しています。
4	仕様書	P1	4 委託業務内容 (1)受動喫煙防止対策に係る周知啓発動画の作成	作成した動画の掲載・配信媒体はどちらになるか。 テレビ放映用のフォーマット作成の必要はあるか。	動画の掲載・配信媒体はSNSとなります。テレビ放映用のフォーマット作成は現段階では想定していません。
5	仕様書	P1	4「委託業務内容」 (2)周知啓発動画の広報	配信回数について目標数値(KPI)などあるか。	目標数値(KPI)は定めていませんが、広く県民に周知されることが望ましいです。 本企画提案では、動画の内容と併せてターゲット層である30代から50代の方の目に触れる機会を多く確保できる広告媒体や配信想定回数についても御提案いただきたいと思います。
6	仕様書	P1	4「委託業務内容」 (2)周知啓発動画の広報	【配信サイト】とは広告媒体という認識でよいですか。	「広告媒体」の認識で問題ございません。
7	仕様書	P1	4「委託業務内容」 (2)周知啓発動画の広報	「配信サイト」とは特定のWEBサイトのことでしょうか。もしくはYahoo!、Google、X、Meta等の媒体を指しているのでしょうか。	「広告媒体」となります。
8	仕様書	P1	4「委託業務内容」 (2)周知啓発動画の広報	動画配信の期間について令和6年12月から令和7年3月とあるがその中から特定の期間を提案する、もしくは上記の期間続けて配信するのでしょうか。	基本的には令和6年12月から令和7年3月まで続けて配信することを想定しています。
9	仕様書	P1	4「委託業務内容」 (2)周知啓発動画の広報	広告配信に活用可能な青森県庁管轄のSNSのアカウントを知りたい。	現時点で活用可能なSNSアカウント(当課で管轄しているSNSアカウント)は以下のとおりです。 X: あおもり健康情報局 @aomori_kenkou Facebook: あおもり健康情報局 YouTube: あおもり健康情報局
10	仕様書	P1	4「委託業務内容」 (2)周知啓発動画の広報	動画広告について遷移先は決まっているか。	番号9で記載したSNSへ遷移可能です。
11	仕様書	P2	5「成果品」	制作した動画の掲載期間は2024年3月までという認識で問題ないか。(2024年4月以降広告として活用はしないが、青森県庁SNSアカウントに掲載しておく場合は、著名人との契約条件が変わってくるため。)	広告媒体への掲載期間は令和7年(2024年)3月までとなります。なお、制作した動画については番号9で記載したSNSにて4月以降も継続して掲載することを想定しています。

(注) 該当ページ・項目については体裁を統一するため、ご質問いただいた記載内容を修正させていただいている場合があります。

質問内容についてはいただいた内容をそのまま掲載させていただいています。